

# 介護保険料をお知らせします

☆65歳以上(第1号被保険者)の方

介護保険料基準額は今まで旧伊野町、旧吾北村、旧本川村で違っていました。平成18年度からはいの町として介護保険料は統一されます。

65歳以上の方の介護保険料は、いの町の介護保険給付費等に見合った保険料基準額を算定し、所得と世帯の課税状況等に応じて6段階に設定しています。低所得者の負担軽減を図るため、これまでの5段階設定から変更になりました。

また、今年度実施される税制改正の影響により市町村民税が課税となる方に対して、激変緩和措置が設けられました。

平成18年度の段階区分および介護保険料の決定と通知は6月下旬以降になります。

## あなたの保険料は？

**スタート**

生活保護を受けている **いいえ** → 平成18年度の市町村民税課税者である

いいえ ↓ はい ↓

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1	基準額×1.25	基準額×1.5
	28,700円	28,700円	43,100円	57,500円	71,800円	86,200円
保険料額(年額)				(税制改正に伴う激変緩和措置)		
				本人が昭和15年1月2日以前生まれで、世帯内の市町村民税課税者全員が右記の下線部分に該当する場合には、本人の収入状況に応じて	本人が昭和15年1月2日以前生まれで、合計所得金額が125万円以下の場合には、本人の収入状況や世帯状況に応じて	
				37,900円 47,700円 のいずれか	43,100円 52,300円 62,100円 のいずれか	



◇平成18年度の保険料基準額は57,500円(月額基準額は4,790円)です。

問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118

吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300

本川総合支所住民課 ☎ 869-2112